

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1.当社は、常に実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を継続して追求することを重要な経営課題として位置づけております。そのために、透明性・公正性の高い経営に努めるとともに、すべてのステークホルダーとの適切な協議をおこない、持続的な成長および長期的な企業価値の発展を目指します。

2.当社は次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- (1)株主の権利を尊重し平等性が確保されるよう適切に対応します。
- (2)全てのステークホルダーとの適切な協議に努めます
- (3)会社情報を適切に開示し、平等性、透明性が確保されるよう適切に対応します。
- (4)取締役会等が、その役割と責任を適切に果たすように努めます。
- (5)業績を適切に反映した配当を安定的かつ継続的に行えるよう、株主との建設的な対話をおこなえるよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用等、適切な環境整備に努めてまいります。なお、招集通知の英訳については、株主構成を勘案して対応を検討してまいります。

【原則1-4 政策保有株式】

当社の株式保有の方針は、中長期的な観点から企業価値を向上させるために、取引先企業との関係の維持・強化等図ることとしております。なお、平成30年3月期末において、保有している投資有価証券の銘柄数は91、残高は10,862百万円であります。また、毎年、上場企業については銘柄毎に「政策保有株式理由書」を作成し、個別に取引先企業の状況や取引状況を踏まえ、政策株式として保有の意義と可否について当社の方針に照らして適切かどうかを、意義の見出せない銘柄については売却を検討するなど、取締役会において個別に判断してまいります。上場企業以外につきましては、当該企業の決算状況や取引状況等を踏まえ、売却の検討について、取締役会において個別に判断してまいります。議決権については、当該企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するか、当社への影響等を総合的に判断し適切に行使用いたします。

【補充原則3-1-2 英訳での情報開示・提供】

当社は、英語での情報開示は海外投資家の比率を見ながら、適宜進めてまいります。

【補充原則4-2-1 インセンティブプラン】

当社は、中長期的な持続的な成長に向けて、各取締役の評価を報酬へ適切に反映させるため、業績連動給に加え、各取締役の成果に見合うインセンティブプランとして、中長期的な視野に立って自社株報酬等の業績連動報酬の検討を進めております。

【補充原則4-10-1 指名・報酬委員会等の任意の委員会の設置】

当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、取締役は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上をめざし、その報酬は、各取締役の役位および貢献度並びに業績および経営環境を十分勘案して決定することを方針としております。

また、取締役の報酬は、その方針に基づき社長が、株主総会で定められた範囲内で原案を作成、独立社外取締役に意見聴取して決定することとしております。

今後は、経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名並びにその報酬の決定については、独立社外取締役の意見を十分反映できるよう、任意の委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

当社は、「内部統制システム」を株主総会招集通知に、また、金融商品取引法で定める財務情報に関する「内部統制報告書」は有価証券報告書に開示しております。取締役会の実効性につきましては、監査役が取締役会の意思決定や業務執行を監督・監査し、実効性を高める努力をしてまいります。取締役会評価については、その評価手法や手続き、実効性等を検証して今後導入を予定しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社の目指すものや推進していく事業計画につきましては、支障のない範囲で開示し、ウェブサイトにも掲載しております。また、経営計画の策定にあたっては、資本コストを意識した経営指標の設定を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】欄に記載しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社グループは、関連当事者等は会社と特定の関係を有し、会社に対して影響力を行使し得る存在であると認識しております。したがって、関連当事者等との取引については、一般株主の利益保護の観点から、事業上における取引の必要性や取引条件の妥当性を確認することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、受益者への年金給付を将来にわたり確実に行うため、リスクを勘案しつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に運用しており、運用機関から意見を聴取したうえで、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定しております。

当社は、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて策定済みの政策的資産構成割合の見直しを行ってまいります。また、運用機関に対しては、運用実績などの定量面のみならず、投資方針、運用プロセス、コンプライアンスなどの定性評価を加えた総合的な評価を行ってまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念等は、ウェブサイト<http://www.owell.co.jp/>に記載しております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、基本的な考え方と基本方針は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の1-1に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざし、その報酬は、各取締役の役位および貢献度並びに業績および経営環境を十分勘案して決定することを方針とします。取締役の報酬は、上記方針に基づき社長が、株主総会で定められた範囲内で原案を作成、独立社外取締役に意見聴取して決定します。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役および監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならないと考えており、取締役候補者を決定するに際しては、この考え方にに基づき、取締役社長が原案を作成し、社外取締役に意見を聴取し、取締役会で決定します。また、監査役についても、上記考えに基づき取締役社長が原案を作成し、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役、社外監査役につきましては、招集通知に略歴と合わせて記載しております。社内取締役、社内監査役につきましては、略歴および候補者とした理由を記載することで当社での専門分野が判断できると考えております。

【補充原則4-1-1 取締役会の委任の範囲】

取締役会は、取締役会で決議する事項を取締役会規程にて明確に定め、それ以外の事項については、職務権限規程に基づき、適切に権限委譲を行い意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項の報告を適切に求めて経営の監視を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、独立社外取締役の候補者を選定する場合、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、独立且つ客観的な観点から役割・職務を全うすることが期待できる者を候補者として選定するものとしております。

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続き】

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならないと考えております。取締役候補者を決定するに際しては、上記の考え方にに基づき、取締役社長が原案を作成し、社外取締役に意見を聴取し、取締役会で決定いたします。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼務状況】

取締役の兼任状況については、株主総会招集通知・有価証券報告書などで開示しております。また、兼任先は合理的な範囲であると判断しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】欄に記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役による監督機能が十分発揮されるように、新任取締役に對しては、就任前に当社の中期経営計画や取締役の責務、各種役員関連規定に関する説明を実施しています。また、監査役は適切な監査業務を図る一環として監査役協会を通じて研鑽を積むなど、監査レベル向上のための研修を受けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家等との対話に関する体制を以下のように定めます。

(1)株主・投資家等との対話に関する業務は、総務人事部担当の取締役が統括し、建設的な対話の促進に向けた体制整備を進めていきます。

(2)株主との対話の面談の希望を受け付けた場合は、株主の希望とその趣旨等を勘案し、合理的な範囲で、取締役や執行役員が対応します。

(3)株主総会での説明のほか、機関投資家説明会など株主・投資家等との対話に手段の充実を図ります

(4)対話において示された意見等は、取締役会および社内関連部署間で実効的に連携を図り、適宜共有します。

(5)対話に際しては、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制を遵守します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オーウェル従業員持株会	1,403,000	16.27
日本ペイント株式会社	900,000	10.43
関西ペイント株式会社	700,000	8.12
大日本塗料株式会社	550,000	6.38
株式会社三菱UFJ銀行	420,000	4.87
日油株式会社	400,000	4.64
株式会社三井住友銀行	300,000	3.48

株式会社みずほ銀行	300,000	3.48
宮本文義	260,000	3.01
神東塗料株式会社	250,000	2.90

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

保有自己株式は、1,874,242株であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武田定男	他の会社の出身者											
榎宏	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武田定男	○	-	武田定男氏は、長年にわたり株式会社IPO & ASSETパートナーズの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。

榎宏	○	当社の社外取締役就任前(平成27年12月から平成29年12月)において、当社との間にコンサルティング契約を締結していましたが、現在は解消しております。	榎宏氏は、長年にわたり株式会社トーマツ環境品質研究所、トーマツコンサルティングの代表取締役を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただき、かつ、公認会計士としての経験・識見も豊富であり、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。
----	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

取締役会への出席や各営業拠点・グループ会社への往査、経営幹部、内部監査室、外部会計監査人との面談の場を設けております。また、当社監査役会は、企業活動に対する見識豊富な社外監査役2名を選任し、必要に応じて取締役会に対して適切に意見を述べております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坪田聡司	公認会計士													
渡辺徹	弁護士										○			

会社との関係についての選択項目														
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」														
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」														
a	上場会社又はその子会社の業務執行者													
b	上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与													
c	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役													
d	上場会社の親会社の監査役													
e	上場会社の兄弟会社の業務執行者													
f	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者													
g	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者													
h	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家													
i	上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)													
j	上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)													
k	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)													
l	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)													
m	その他													

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

坪田聡司	○	-	坪田総司氏は、公認会計士、税理士として高い見識を有しており、客観的な立場から適切な指導および監督を行えると判断し、社外監査役に選任しております。
渡辺徹	○	渡辺徹氏は、弁護士法人北浜法律事務所にてパートナーを務めており、当社は同氏の所属する事務所と顧問契約を締結しておりますが、同事務所との取引は一般的な取引条件に則ったものであり、同氏が独立した立場での監査を行うことに問題ないと判断しております。	渡辺徹氏は、総合法律相談センター運営委員会副委員長をはじめとする多くの法律分野に関する公職を歴任するとともに、法律家としての高い見識を有しており、客観的な立場から適切に指導および監査を行えると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当該年度の予算の達成度合いによって、評価基準を設けており、それに基づき報酬額を決定しております。なお、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付与を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬基準内規に具体的な算定方法を定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

就任時に、業務部門の取締役および経営企画室より取締役会事項等の基本事項を伝達しております。また、取締役会開催前には、経営企画室より議案・報告事項の事前説明を行い、理解の促進を図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

宮本文義	相談役	人財育成のための社内研修の講師	非常勤・報酬有	2017/06/26	2年
------	-----	-----------------	---------	------------	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名
--------------------------	----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行機能の状況

取締役会に付議すべき事項や重要な案件は、会社法および定款で定められた事項のほか、取締役会規程により規定されています。取締役会での意思決定に誤りなきを期すために、取締役・執行役員・監査役および社長が指名する部長で構成され、原則として、月1回定期的に開催される常務会および経営ミーティング、年3回開催される経営会議で、取締役会に付議すべき事項を含め当社にとって重要な案件を戦略性、リスクの内容と程度、成果等の観点から多角的に審議します。中期経営計画等の経営基本に関わる施策は、経営ミーティング、経営会議の審議はもとより、取締役会における十分な議論のうえで策定しています。

2. 監査機能の状況

(1)監査役監査: 監査役は、取締役会および社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、主要な決裁書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人に説明を求め、経営の健全性確保のための提言、助言、勧告を行っています。また、グループ会社の監査を充実するため、主要な子会社の監査役とも連携し、連結経営体制の強化に取り組んでいます。

(2)内部監査: 内部監査部門は社長直轄の組織として内部監査室を設置しています。監査室3名は、子会社を含む会社の業務執行状況を調査し、正確性、妥当性および効率性を、また、経営方針、計画および内部統制システムの機能状況を調査し、整合性および健全性を検証しています。内部監査の結果は、監査役会にも報告され、監査役監査と相互の連携を図っています。

(3)会計監査人監査: 会計監査業務は、あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、監査を実施しています。会計監査人は、監査役と年間監査計画を確認し、監査結果の報告などを通じ、情報・意見交換を行い、連携を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社制度を採用し、2名の社外取締役および2名の社外監査役を選任することにより、経営の公正性および透明性の向上を図り、効率的な経営を行っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の議案に対する十分な検討の機会が確保できるように、定時株主総会の招集通知を法定期限よりも可能な限り早く発送するとともに、発送前に当社ホームページに公表することを今後検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会に出席できるよう、株主総会集中日を回避した日程を今後検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権を行使できる環境整備を今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加を今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家比率を踏まえて今後検討してまいります。
その他	営業の概況、決算の報告をビジュアル化し、株主が理解しやすいようにしております。招集通知はUDフォントを採用し、株主が読みやすくしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成およびホームページにおける公表について今後検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会の実施について今後検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催し、業績の概況や経営方針等を説明することや、適宜スモールミーティングの実施についても今後検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会については、株式公開後の海外投資家比率を踏まえて今後検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、ニュースリリース等を適宜当社ホームページに掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室および総務人事部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、倫理規範にて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム国際規格ISO14001の認証を2001年8月に取得し、継続的な改善活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理規範に「社会とのコミュニケーションを広く行い、企業情報を公正に開示する」旨を定めております。

その他

ダイバーシティの推進を重要施策とし、女性管理職の増加や、多様な働き方を受け入れられる人事制度の構築を検討しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的】

当社の内部統制システムとしましては、会社法及び会社法施行規則に則り、当社及びグループ会社から成る当社グループの業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員に企業倫理を定着させコンプライアンスの徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置し取り組む。また、共有する価値観と行動規範を明確にした「倫理規範」を浸透させるよう、あらゆる機会をとらえ研修等を実施する。

さらに、内部監査担当を置き、定期的に法令、社会規範、社内諸規程への遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役・当該取締役・監査役会に報告し、改善をはかっていく。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については総務人事部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の法令で定められた文書、その他重要な意思決定に係る記録等の重要文書は、情報管理に関する諸規程に基づき検索可能な状態でセキュリティ保護のもと管理し、しかるべき手続を経て取締役及び監査役が閲覧できるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する諸規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクを未然に防止、回避又は

軽減させるとともに、不測の事態が発生した場合はその被害を最小限に食い止めるよう全社的な対応を行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を効率的に運用するために、常務取締役以上で構成する常務会を開催し取締役会決議事項について事前に審議検討する。

また、各取締役の管掌・担当職務を定め、経営組織・業務分掌・職務権限等の基本事項を定めた規程に基づき、職位別の決裁権限を明確にした稟議手続により決裁の効率化をはかる。

(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の経営管理は経営企画室が分掌することとし、規程に基づき関係会社の経営管理を行う。さらに、子会社については、当社より取締役又は監査役を派遣し、経営方針の徹底と経営管理の強化をはかり、取締役会にて月次報告する。

また、重要事項は当社の事前承認を得ることを規程で定め、当社の経営に及ぶ重要な事項が発生すると判断した場合等に、必要に応じて子会社に対し会計監査及び業務監査を行い、業務の適正を確保する。

子会社各社においては倫理規範及び法令を順守し、当社の諸規程を準用し、必要なものについては子会社独自の規程を定める。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて、監査役と協議のうえ監査役の職務を補助すべき使用人を置く。常勤監査役の補助業務に当たる者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査職務を補助するものの人事考課及び人事異動については、監査役の意見を聴く。

また、取締役及び従業員は、当該使用人に対し監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

(8)当社及び当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役と定期的に会合をもち、その職務の執行状況を監査役に報告するとともに意見交換を行い、従業員は監査役が実施する往査や面談に臨み、監査役から報告を求められたときは報告する。

また、当社及び当社グループの取締役及び従業員は、法令・定款違反等の重要事項を認識した場合は、直接に当社監査役へ報告できる内部通報制度を整備する。

(9)上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(10)監査役の職務の執行について生ずる日用の前払又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法第338条に基づく費用の前払を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役又は監査役会は、取締役及び従業員の日常の執務状況を全て、社内イントラネット等を通して監督・閲覧できるものとし、さらに、会計監査人とも情報交換を行うものとする。

【内部統制システムの整備状況】

当社の取締役会においては、取締役、監査役が出席し、業績および業務進捗状況報告を行うとともに、重要事項および個別案件の協議・承認を行っております。

また、子会社についても、当社より取締役または監査役を派遣し、経営方針の徹底と経営管理の強化をはかり、重要事項は当社の事前承認を得ることとしております。

監査役は取締役、内部監査担当その他使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査環境の整備に努めるとともに、取締役会の他、社内の重要会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該体制の状況を監視および検証しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的】

当社は、反社会的勢力と関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対し、組織的に対応し、民事および刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないことを基本方針としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

反社会的勢力対応規程を制定するとともに、反社チェックの体制を整備し、手順を業務マニュアルに定めて運用しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

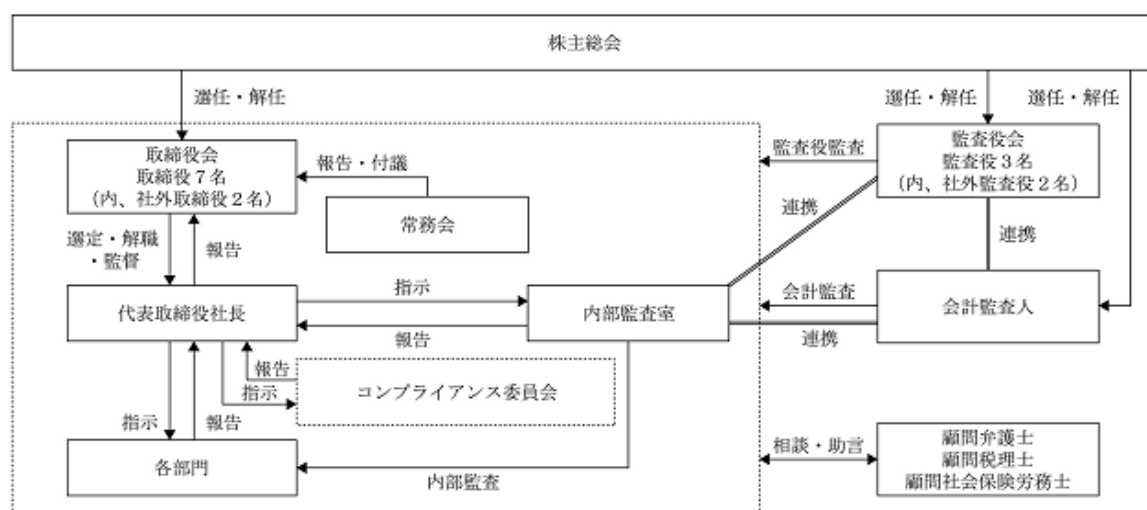
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

